児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第48号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
	(心理に関する指導をつかさどる所員の数)
	第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数
	は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13
	条第1項の規定により置く児童福祉司の数を3で除して得た
	数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切
	<u>り上げる。)以上の数とする。</u>
(児童福祉司の数)	(児童福祉司の数)
第2条の2 [略]	第2条の2の2 [略]
2 法 <u>第13条第6項</u> の <u>指導及び教育を行う児童福祉司</u> の数は、	2 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、福祉総
福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、同条第1項	合相談センター又は各児童相談所につき、同条第1項の規定
の規定により置く児童福祉司の数を6で除して得た数(その	により置く児童福祉司の数を6で除して得た数(その数に1
数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。	に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。)以上
)以上の数とする。	の数とする。
(児童福祉司養成施設等の指定の申請)	(児童福祉司養成施設等の指定の申請)
第2条の2の2 [略]	第2条の2の3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。